



Title	スッラの退役兵植民とポンペイ : 「二重共同体」説の検討を中心に
Author(s)	砂田, 徹; Sunada, Toru
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 137, 33(右)-78(右)
Issue Date	2012-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49814
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_SUNADA.pdf



スッラの退役兵植民とポンペイ

——「二重共同体」説の検討を中心に——

砂 田 徹

はじめに

古代ローマによるイタリア支配の歴史は長く、かつ複雑な形態をとっていた。^①それは前九一年に勃発した同盟市戦争をもって一応の終わりを迎えるが、もちろんこれですべてが解決したわけではない。これはむしろ、イタリアがローマの一部となっていくための、あるいはローマがイタリアを含みこんだローマとなっていくための新たな始まりを意味していた。多様な制度と伝統を有するイタリアにおいて、市民権の付与だけでは政治的・社会的な一体化は不可能であった。少なくともアウグストゥス時代にかけて、イタリア再編のための手続きが継続的に必要とされていたのである。

ところで、この時代はローマが帝政へ向けての最終段階を迎えた時期にあたる。グラックス改革以来の政治闘争は一段とエスカレートし、ローマは何度かの内乱を経験した。その結果、われわれの目にはつい有力政治家が躍動する内政面へと向けられがちになる。他方、この時代は、ローマによる対外的な関与が一段と活発化した時期でもあった。すでに前二世紀半ばの時点で地中海世界の最大勢力となっていたローマは、東方ギリシア世界やガリアでさらなる征服戦争を展開した。視野は「帝国」全体へと一気に拡大するのである。属州で力を蓄えた軍隊指揮官が翻ってローマの政治へと介入するという点で、内乱と帝国支配とは密接に関連してもいた。このような状況を反映してか、ローマと「帝国」との中間に位置するこの時代のイタリアは、とかく盲点となりがちである。イタリアへと言及がなされる場合でもローマからの視点が中心となり、イタリア側の事情は背景としての扱いにとどまる。²⁾なるほど地元を中心にした地方史研究は多いが、³⁾その貴重な成果はローマ内政史と十分に接合されているとは言いがたい。また、当該時代のイタリアに関しては、R・サイムの「ローマ革命」論が有名だが、⁴⁾この魅力あふれる学説を現時点での研究水準を踏まえて評価し直す作業も必要となつていくように思われる。

このような問題関心のもと私は、スツラの「イタリア政策」がイタリア再編に与えた影響を解明することを当面の課題としている。スツラ時代は、同盟市戦争後のイタリアにとって最初の転機であった。彼の諸政策のうちには、続クエサル時代やさらにはアウグストゥス時代へと引き継がれたものもある。前稿ではまず、このスツラ時代に先立つ「前八〇年代の内乱」の考察にあたった。⁵⁾マリウス対スツラの内乱とも、またキンナ派対スツラの内乱とも呼ばれるこの争いは、イタリア全体を巻き込んだローマ初の内乱であった。ところが、関連史料の少なさもあって、「前八〇年代の内乱」はもっぱら同盟市戦争の延長線上で説明されることが多く、その性格は十分に解明されてきたとは言

い難い。その結果、当該時期は、スツラの独裁官職が生まれ出るブラック・ボックスのような存在となっていた。だが言うまでもなく、この時期の正確な把握なしではスツラの「イタリア政策」も十全な理解に達することはできない。前稿はそのための考察であった。

さて、スツラは多岐にわたってイタリアにかかわる政策を展開したが、その柱のひとつに退役兵の植民がある。スツラによる植民政策の対象としては十数個のイタリア都市が知られている。またそのほかに、個人的土地分配の対象となった都市もいくつかあったようである。本稿で取り上げるのは、そのなかのひとつポンペイへの植民であるが、なぜポンペイなのかについてあらかじめ説明しておきたい。スツラによる植民市建設は、実はその実態がよくわかっていない。実施された都市の特定も論者によって異なるし、規模についても主張は区々である⁶。そのため、それがイタリア社会に与えた影響についてもわかりに判断できない状況となっている。この植民政策がイタリア内の既存の都市、あるいはその傍らへの植民という形態をとった以上、土着住民との間にトラブルの発生が予想されるし、またこの種の植民活動は土着住民の生活に多大な影響を及ぼしたに違いない。これらの事情は史料的にいってその把握が難しいが、それを知るための貴重な手がかりがポンペイなのである。類まれなる情報量を有するポンペイの事例から、スツラの退役兵植民に関してどこまでのことがわかるのか、あるいはポンペイの事例をもつてもどこまでしかわからないのかは、ぜひとも確認の必要な作業であろう。とはいっても、ポンペイを取り上げる際には一種独特の困難さが伴う。考古学分野の門外漢であるという点はひとまず措くとしても、ポンペイ研究には独自の「世界」が形成されているからである。古代ローマ史の一部とはいえ、迂闊には手を出せない恐ろしさがポンペイ研究にはあるのである。だが、スツラの退役兵植民を論ずる以上、ポンペイを避けて通ることはできない。幸い当該テーマに関する

る先行研究として、われわれは考古学者である坂井聰氏⁽⁷⁾と、ローマ時代イタリア史の専門家である岩井経男氏の論考を手⁽⁸⁾にしている。それらを導きの糸に考察を進めていきたい。

ポンペイへの退役兵植民を考察するに際して、本稿では「二重共同体」説の再検討を中心に据えることにした。詳しくは第二章で論ずるように、「二重共同体」説は、スツラによる退役兵植民後のポンペイの特色を説明するために、早くから主張されてきた論である。さらにいえば、「二重共同体」は、スツラによる退役兵植民全般の特徴であるともされてきた。具体的には、土着住民によるムニキピウム（自治都市）とローマ人退役兵による植民市との併存状態をそれは想定している。すでにローマ市民権を手⁽⁹⁾にしていた土着住民は、植民市に併合されることなくこれまでどおり自身のムニキピウムを維持し、他方、新たに植民してきたローマ人入植者はその傍らに植民市を形成したと捉えるのである。ただし、本稿の課題はこの説の妥当性そのものを論ずることではない。私見によれば、「二重共同体」説は明確な定義がなされることなく議論されてきた。たとえば、「二重共同体」というからには、ふたつの共同体は同じ城壁内に存在する必要があるのか、あるいは隣接して存在するだけで十分なのか。そもそもふたつの共同体は法制的に異なるのみならず物理的にも異なつた空間を占めていたのかどうか。はたまたふたつの共同体は別々の都市公職者や都市参事会を持つのかそれとも共通なのか。論者の間でこれらの基準が必ずしも一致を見てはいないように思われるのである。定義次第では、「二重共同体」の内容が多分に異なってくる可能性があるが、このような状況下で、ポンペイが「二重共同体」であつたかどうかを単純に問うのはあまり生産的ではないだろう。そこで本稿では、「二重共同体」説の再検討を手がかりとしてあくまでもスツラによる植民後のポンペイの実態に迫ること、それを直接的な課題とした。ちなみに私は、この時期のポンペイにいかなる意味でも「二重共同体」は存在しなかつたという見解

に立っている。

一 前八〇年の退役兵植民

ポンペイがローマと同盟関係に入ったのは、おそらくサムニウム戦争中の前四世紀末のことである。⁹⁾その後、長らくポンペイは同盟市としての地位にあったが、同盟市戦争時（前九一〜八七年）にローマ市民権を付与された。ローマ市民権付与から前八〇年の植民市建設までは、短いながらも本稿にとって非常に重要な期間である。ところが、この時期の都市ポンペイの実態については研究者の間でも意見の一致を見えない。やや繁雑となるが、まずは、当該期の事実関係を確定することからはじめよう。

ローマ市民権付与の年代に関しては、岩井経男氏による詳細な検討がある。ポンペイは他のイタリア人とともに同盟市戦争に参加し、ローマと戦った（App. BC. I. 36）。前八九年、南部戦線を託されていた指揮官スツラによる攻囲を受けたが（App. BC. I. 50）、その顛末は伝えられていない。岩井氏は、ポンペイがローマに降伏したのは他のカンパニア諸都市もローマの手に落ちた前八九年のことであるとし、また同一年ポンペイにローマ市民権が付与されたのではないかとする。¹⁰⁾蓋然性の高い結論であろう。ただし、別稿で論じたように、前八七年、「降伏外人」の地位にとどまっていたイタリア人にもローマ市民権が付与されたことを示唆する史料が存在する。¹¹⁾となれば、その中にポンペイ人が含まれていた可能性も捨てきれない。¹²⁾ローマ市民権の付与を決定した前九〇年のユリウス法では、すでに武器を置いていることが条件とされたが、前九〇年時点でポンペイはいまだローマと戦っていたからである。つま

り、前八九年に降伏したポンペイはしばらく「降伏外人」としての地位にとどまり、前八七年になってはじめてローマ市民権を付与されたとも考えられるのではないか。この点については、のちにもう一度ふれることにしよう。

ついで問題となってくるのは、ローマ市民権付与後のポンペイが法的にいつてどのような状態にあったのか、その都市制度についてである。有名なものとしては、ローマの軍政下、中間王 (interrex) が一時的に統治したとする P・カストレンの見解がある⁽¹³⁾。中間王制は、他の諸都市でも混乱期に見られた制度であるという。碑文上で確認される中間王の存在は、たしかにこの時期にこそふさわしいのかもしれない。だが、ローマの軍政が前八〇年の植民市建設まで継続したと捉えるのは難しい。市民権付与と退役兵植民との間には、スツラとキンナ派 (マリウス派) による内乱が挟まっているが、この内乱に直面していたローマに、地方都市ポンペイの内政に介入し続けるだけの余裕があったとは思われないからである。この点に関して岩井氏は、ポンペイは市民権の獲得と同時にムニキピウム (自治都市) となったのではないかと捉える⁽¹⁴⁾。たしかに氏が主張するように、すでに固有の都市制度と都市領域をもっていたポンペイの場合、ローマへの併合とともにいわば自動的にムニキピウムへと移行した可能性は極めて高いといえよう。ムニキピウムとするために、まず「都市化」を推し進める必要性はなかった。ただしその時期に関して、私は前述のように前八九年より前八七年に傾いている。その際、論拠となるのが先に紹介した中間王の存在である。C・ポピディウスという人物の選挙ポスターのいくつかに INTER なる略号が現れる (CIL IV. 50, 53, 54, 56, 70)。これもし官職名の「中間王」(interrex) を意味するのならば⁽¹⁵⁾、それがいつの時代のものかが問題となってくる。明示的ではないものの、岩井氏は、前八九年以降のムニキピウム時代のどこかにそれを位置づけているようである⁽¹⁶⁾。しかし、前八九年のローマによる占拠から前八七年の市民権付与までポンペイが一時的に「降伏外人」の地位にあったと

考え、そこに中間王を位置づけることもできるのではなからうか。中間王が必要とされるほどの「混乱期」として、その方がよりふさわしいと思われるからである。つまり、この間のクロノロジーに関して、前八九年から前八七年の間のポンペイは「中間王」が暫定的に統治する状態にあり、前八七年のローマ市民権付与ともなつてムニキピウムへと移行したと捉えておきたい。

ところで、この時期が本稿の考察にとつて何故それほどまでに重要なのかという点と、「二重共同体」説にあつては、退役兵の植民がなされる以前にポンペイがムニキピウムであつたことが前提となつてゐるからである。先行するムニキピウムの存在が確認できなければ、そもそも「二重共同体」説は成り立たない。不明瞭な点は多々あるものの、私もこの時期のポンペイがムニキピウムであつた可能性は非常に高いと考えている。しかしながらそのことは、必ずしも「二重共同体」説に帰着しない。植民市建設の時点で、ポンペイ人のムニキピウムがそこに吸収され消滅したとも考えられるからである。なるほど、それを示す直接的な証拠はないものの、ムニキピウムの消滅時期としては、植民市建設後の「自然消滅」を想定するより（後述）、植民市建設時点にそれを求める方が説得的なように思われる。ともかく、次章で検討するように、前八〇年を越えてムニキピウムが存続してゐた確たる証拠がないとなると、そのように考えざるをえないであろう。

さて、内乱の終結とともにスツラは独裁官に就任し、前八〇年、ポンペイに退役兵植民を実施することになつた。これは東方およびイタリアで彼のために戦つた兵士への措置であつた。ポンペイ植民のための植民市建設委員となつたのは、スツラの甥にあたるプブリウス・スツラである。スツラによるポンペイ攻囲の経緯からして、これはある程度予想される人選であろう。ポンペイの正式名称からも (*colonia Veneria Cornelia Pompeianorum*)、この都市と

独裁官スッラとのとりわけ緊密な結びつきが指摘されている。通常、植民市の建設にあたるのは三名の委員であるが、ポンペイの場合には、プブリウス・スッラしか知られていない。ことによると、独裁官スッラによる単独指名だったのかもしれない¹⁷⁾。ただし、初期植民時代に顕著な活躍を見せるC・クインクティウス・ウォルグスとM・ポルキウスが、ほかならぬ残りの三人委員ではないかとの指摘もある¹⁸⁾。

第三章の考察でも重要となってくるこのふたりの人物について、今少し見ておくことにしよう。彼らは植民直後のポンペイにおいて、最高公職である二人委員に就任しオデオン（オデウム）と呼ばれる小劇場の建設に携わった（CIL X. 844）。ついで、「五年目の二人委員」として円形闘技場の建設を指導した（CIL X. 852）。ウォルグスは、スッラのプロスクリプティオ（追放・財産没収公示）により富をなした人物であり、ポンペイのほかにヒルピニ地方でも活躍していたことが知られている。自治都市アエクラムムではパトロンとして（CIL I². 1722 = IX. 1140）¹⁹⁾また、ある都市では「五年目の二人委員」として城壁や城門など公共建築物の建造に携わった（CIL I². 3191）。アエクラムムは、同盟市戦争中にほかならぬスッラから城壁の破壊を受けた都市であっただけに（App. BC. I. 51）²⁰⁾その修復をウォルグスが手掛けているように見えるのは興味深い。さらに、ラティウム南部のカシヌムでの土地所有も推定されている²⁰⁾。他方、ポルキウスの活動はポンペイに集中していた。彼は先の公職以外にも四人委員に就任しアポツロ神殿の改築にあたった（CIL X. 800）。また彼の墓所がエルコラーノ門外の最良の位置を占めることから、P・ツアンカーは、ほとんど「建国の父」（ein Gründungshero）のような存在だったのではないかとする²¹⁾。また、ガリアやヒスパニアとのワイン交易で富をなした人物ではないかとの指摘もある²²⁾。岩井氏はこれらのデータをもとに、スッラの植民者の中にはカンパニア地方やポンペイとすべし、関係のあった富裕者や有力者が含まれていたのではない

かとするが、たしかに、これら二名の諸活動が植民以前のものであったとすれば、その可能性は高いといえよう。少なくとも彼らの素性からは、F・ゼーヴィも強調するように、われわれが退役兵植民といった表現から連想するのは異なり、退役兵以外の多様な利害関係者が含まれていた可能性が浮かび上がってくるのである。

植民へと話を戻そう。スツラによって実施された植民市建設の規模として、リウイウスの『梗概』は、彼が四七個軍団を獲得された土地に送り出したと伝える (*Liv. Per.* 89)。他方、アッピアノスは除隊兵の軍団数を二三個とし (*App. BC. I. 100*)、その実数を一二万人と記しつづる (*App. BC. I. 104*)。一般的に採用されているのは、後者アッピアノスの数字である。ポンペイへの入植者数自体は伝えられていないが、もちろんそれはこの全体の規模と密接に関連してくる。たとえばP・A・ブラントは、一軍団あたりの退役兵を約四〇〇〇人と見積もり、約二〇の都市に一軍団ずつ植民がなされたのではないかとする。ポンペイに入植した退役兵も約四〇〇〇人といた計算になるのである。坂井聰氏も、E・レポレの推定をもとに、四〇〇〇〜五〇〇〇人といった数を挙げている。この四〇〇〇〜五〇〇〇人は、ポンペイへの入植者数として伝統的に受け入れられてきた数字と比べてよいだろう。他方、第三章で述べるように、最近の研究では植民者数をより低く見積もり、一五〇〇〜二〇〇〇人とする見解が出されている。植民の規模は、退役兵植民がポンペイに与えた影響、および彼らと土着ポンペイ人との関係を考える際の基本データでもあるだけに、領域という観点から、この問題をさらに検討していくことにしよう。

市街地以外をも含めたポンペイ領全体 (*territorium*) の面積は、一般的に一〇〇平方キロメートル程度と見積られている。そこで坂井氏も指摘するように、かりに入植者数を四〇〇〇人とし、一人あたりの分配地を二〇ユゲラ (約五ヘクタール) とすると、必要な土地面積は二〇〇平方キロメートルとなりポンペイの領域全体でも土地は足り

ない計算となる。一人あたりを一〇ユゲラとした場合でも、分配地はポンペイ領全域とほぼ等しい面積となるが、これには、ひとまずポンペイの全土地の没収が必要となるであろう。たしかに、同盟市戦争中、ポンペイはスツラに対して敗北し「降伏者」の立場にあった。しかし別稿において考察したように、続くキンナ派との内乱の中で、スツラはイタリアのいわゆる「新市民」に対して、市民権の追認を含め宥和的な政策に転じざるをえなかった。³²「前八〇年代の内乱」におけるポンペイの動向は不明であるが、少なくとも同盟市戦争時の降伏を理由に全土地の没収を想定することはできないのである。となると、隣接する他都市からの土地没収でも想定しない限り、一人あたりの分配面積をさらに少ないと考えるか、あるいは植民者数をより少なかったと考えるしかなくなる。もちろん、分配面積が一〇ユゲラより少ないと考えることも可能であるが、その場合、それだけの土地所有で退役兵の生活はどのようにして成り立ったのかという問題が新たに生ずることになる。となれば、そもそも入植者数は史料に伝えられていないだけに、それを伝統的に受け入れられてきた数より低く見積るのも、領域との整合性を探る上で有力な選択肢なのではなからうか。

つぎに、このような入植の実態は考古学的にどこまで解明されているのか、ここでも坂井氏の考察を手がかりに見ていくことにしよう。³⁴入植者は第一義的には農業を営むことを目的としていたと考えられるので、一般的に想定されている彼らの入植地は、市街地の北部からヴェスヴィオ火山にかけて広がる肥沃な土地である。しかし坂井氏によれば、概してポンペイ農村地域の発掘は進展しておらず、土地区画 (centuriatio) の跡を含め、広範囲に及ぶ植民の痕跡は確認されていないという。また、市街地の北部を中心に数十のウィツラの存在が確認されているが、これとて数千人規模の入植を説明するには不十分であるという。ただし、J・アンドローも指摘するように、ウィツラの傍ら³⁶

に痕跡の残りにくい小土地所有者＝植民者の所有地が存在した可能性は残されており、農村地域の全体像はまだ明らかにされていないといたるところであろうか。³⁷⁾ またこれと関連して注目されているのが、アウグストゥス・フェリクス・スブルバヌスという名のパグスの存在である (pagus Augustus Felix suburbanus)。スツラが好んで用いたフェリクスという名称が含まれることから、これはもともとスツラの退役兵の入植地だったのではないかと推定されている。³⁸⁾ しかも、そこには役職者 (magister や minister) がいたこともわかってくる (CIL X, 814, 924, 1042, 1074c)。一定数の住民が集まった郊外の町、あるいは村落のごときもの存在は興味深い知見であるが、しかし残念ながら、このパグスが一体どこに位置していたのか、肝心な点が明らかになってはいない。

このような農村部の実態からして、ローマ人退役兵は農村部だけではなく市街地にも入植したのではないかといった考えが浮かんでこよう。事実、第三章で見えるように、政治を含めた公共的な領域において植民者は市街地で活発な活動を展開していた。ところが、彼らが居住した痕跡の確定となると、発掘が進んでいる市街地でもやはり困難が伴うようである。そもそも市街地の個人住宅では、植民の前後で連続性が顕著であるという。³⁹⁾ 壁画の様式において、ローマ人入植者の到来を告げる第二様式への変化が見られず、第一様式が残存しているのである。坂井氏は、市街地の一部の地区 (regio) が植民者のために区画・造成された可能性は考え難いとし、すでにある程度の市街地形成が行われている場所で「家屋の再分割や改築」がなされたか、あるいは空地を利用して「新築」がなされたのではないかと想定している。⁴⁰⁾ 土着ポンペイ人と入植者とが混在していたということなのだろうか。ともかく、市街地のどこにローマ人入植者が居住したのかを確定できない状況なのである。

以上、前八〇年の退役兵植民にいたるまでの経過と、主に考古学的な成果から植民の実態を考察してきた。基本的

情報ともいふべき植民の規模については、伝統的に受け入れられてきた四〇〇〇〜五〇〇〇人といった数字は論理的に考えておそらく大きすぎ、最近の研究で唱えられている一五〇〇〜二〇〇〇人が、より妥当な数字なのであろう。とはいえ、少なくとも土着ポンペイ人の一〇二割にあたるこの規模の植民も、彼らの生活に多大な打撃を与えるに十分であったに違いない。これらの退役兵が入植した場所が具体的にどこかとなると、考古学的な調査が進んでいるポンペイにあつてもそれはわかつていない。農村部のみ、市街地のみ、あるいはその両方である可能性があるが、いずれにおいても、退役兵植民の確かな痕跡は見つかっていないのである。言い換えるならば、「二重共同体」説の前提となるような退役兵のまとまった入植地は、農村部でも市街地でも現時点で確認されていないといえよう。⁽⁴⁾

二 「二重共同体」説の再検討

ついで、本稿の主題である「二重共同体」説の検討に移りたい。ポンペイが「二重共同体」であつたことをはじめて本格的に論じたのは、一九五一年のG・O・オノラートの論文とされている。オノラートは、ローマ市民権の付与とともにポンペイはムニキピウムとなり、植民市建設後はしばらく、「二重共同体」(una duplice comunita) 状態であつたと捉えた。そしてその中で土着ポンペイ人と入植者との不和・対立が継続し、それが解消されたのは前六五年前ごろのことであり、この時点でムニキピウムも消滅したのではないかとした。オノラートによれば、この経過は都市公職者の変遷とも対応していた。またその際、イタリア内の他の諸都市(アッレティウム、アベツラ、クルシウム、フアエスラエ、インテラムニア・プラエトウツティオルム、ノラ)や、シキリアのアグリゲントウムが傍証として挙

げられている。オノラートがこのような主張をなした背景は、ポンペイにおいてサムニウム時代からローマ時代への変化が突如として進行したわけではない点を強調することにあつた。これは、退役兵植民後のポンペイの変容を考える際に非常に魅力的な説である。

ポンペイが「二重共同体」であつたこと、さらにはこの時期に「二重共同体」なるものが存在したことに対しては、早くから懐疑的な意見が出されてきた⁽⁴³⁾。だがその中で、この「二重共同体」説は、根強く一定の支持を集めてきた⁽⁴⁴⁾。たとえば、岩井氏は、土着住民が「独自の法制度を維持していた」という意味でポンペイはある期間「二重共同体」であつたと捉える。他方、坂井氏は、「入植者と旧住民のそれぞれが独立した都市自治制度を有していた」という意味での「二重共同体」に否定的である⁽⁴⁵⁾。両者においては、「二重共同体」の基準についても微妙な理解の相違が見られるものの、この説は、基本的には土着ポンペイ人のムニキピウムとローマ人退役兵の植民市との併存状態を想定しているといつてよいだろう。私見によれば、そのような「二重共同体」説の主要な論拠は、一九八三年に出されたH・J・ゲルケの論文により論破されたと思われる⁽⁴⁷⁾。そこで以下、このゲルケの主張に導かれながら、個々の論点を少し詳しく検討していくことにしよう。

まずは、「二重共同体」が存在しえた論理的な可能性からいくと、第一にそもそも前提となるムニキピウム制の存在が自明ではないという点が挙げられる。だがこれに関しては、前章で論じたように、私はローマ市民権付与後のポンペイにムニキピウムが存在したと考えている。ただしそのことは、これまたすでに論じたように、必ずしも「二重共同体」説に帰結するわけではない。第二にゲルケは、それ以前、ローマの植民市では単一の共同体を形成するのが一般的であつたとして、前三三八年建設の植民市アンティウムの例を挙げている。アンティウムに関しては、わが

国でも片岡輝夫氏による詳細な研究がある。⁽⁴⁸⁾ それによれば、片岡氏自身を含め、前三三八年の時点ですべてのアンティウム人がローマ市民植民市に受け入れられたのではないとする見解もあり、その場合、植民市の傍らにムニキピウムが存在する「二重共同体」も想定されているようである。ともかく、かりに単一共同体の形成がローマの伝統的な植民市政策であったとしても、スツラによる植民が過去のパターンを単純に踏襲していたという保証はない。プロスクリプティオ（追放・財産没収公示）に見られるように、古い装いのもとそこに全く新たな内容を盛り込むことはスツラの得意とするところであった。第三に、法制度的にいつて、このような状態がどのようにして解消されたのかという問題がある。たしかにこの点は明確に答えることが難しく、「二重共同体」説をとる場合、ムニキピウムが植民市に吸収される形での「自然消滅」を想定するのが一般的なようである。ただし、前七〇年の戸口調査時に明確な転機を求める見解もある（後述）。

以上、「二重共同体」の蓋然性に対するゲールケの批判を見てきたが、それらはなかなか鋭い。だが、それが決して決定的なものではないこともこれまで見てきた通りである。「二重共同体」説に即してポンペイ社会の実態に迫るためには、やはり論拠となっている史料そのものへと考察を進める必要性があるだろう。関連史料は大きく分けて四つある。

(1) 大プリニウス『博物誌』

まずは、大プリニウスが『博物誌』の中で二度、ポンペイをムニキピウムと表現している（Plin. NH. 2. 137, 14. 38）。しかもそのうちの二箇所では、カティリナ陰謀事件との関連で、ムニキピウムの都市参事会員であるM・ヘレ

ンニウスなる人物への言及も見られる (Pin. NH. 2. 137)。たしかにこれは、前六三年時点でポンペイにムニキピウムが残存していたことの証拠のようにも思われよう。だがこれらは、それぞれ「雷」と「ブドウ」の種類についての記述中のものであり、とりたててムニキピウムと植民市の区別を意識した上での発言とは思えない。「地方都市」といった程度の意味合いと解してよいのではなからうか。

(2) 都市公職に関する碑文史料

第二に、都市公職に関する碑文史料がある。概してイタリア内の都市の公職制度は、各都市の伝統とローマからの影響関係を踏まえて非常に複雑であるが、ポンペイの場合も、碑文上に現れる公職者をどう解釈するのかは見解の分かれるところとなっている。まずローマ時代以前(サムニウム時代)のポンペイの公職としては、メディクス(medix)が最高職であり、その下にアエディリス職とクアエストル職があったとされている。他方、ローマ時代の公職としては、定員二名の「二人委員」(duoviri iure dicundo)と同じく定員二名のアエディリス職が知られる。また、五年目ごとに、戸口調査を行う「五年目の二人委員」(duoviri quinquennales)が選出されたが、これはローマ時代のポンペイにおける最高の公職であった。⁽⁴⁹⁾

問題となるのは、それ以外にも「四人委員」(quattuoviri)と呼ばれる公職者が碑文中に現れることである。四人委員はローマ市民権付与後のムニキピウムにおいて一般的に見られる公職とされているだけに、これは「二重共同体」説の重要な論拠とされてきた。植民市の公職者である二人委員とムニキピウムの公職者である四人委員が碑文上に現れることは、異なった二種類の共同体の併存を示唆しているように思われるからである。しかし、この四人委員

に関しては、つとにT・モムゼンが、一八八三年出版の『ラテン碑文集成』第一〇巻において別様の解釈を提起している⁽²¹⁾。それによれば、二名の「二人委員」と二名の下級の二人委員が合同で行動した場合、彼らは自らを四人委員とも呼んだのだという。後者の「下級の二人委員」とは、アエディリスとして知られる公職と同一である。つまり、この解釈によれば、四人委員もほかならぬ植民市の公職者であったことになるのである。事実、クスピウスとM・ロレイウスというふたりの人物は、ある碑文ではL・セプトゥミウスおよびD・クラウディウスとともに四人委員として言及され(CIL X. 938)。²² 他の碑文では二人委員として言及されてゐる(CIL X. 937)。

もつとも、これはあくまでも別の可能性がありうることを示しているに過ぎず、ムニキピウムの存在自体を積極的に否定するものではない。そこでたとえ、都市公職者に関するE・ビスパンの最新の研究などは、これらの四人委員をムニキピウムの公職とすべきことを改めて主張し、「二重共同体」説の復権すら唱えている⁽²³⁾。本稿も、前八七年のローマ市民権獲得の時点でポンペイがムニキピウムになったと考えているので、四人委員の存在自体は決して不都合なものではない。それを前八七〜八〇年のムニキピウム時代の公職者と捉えればよいからである⁽²⁴⁾。ただし、その場合、メンバーが少々不都合となってくる。四人委員が言及されるのは二枚の碑文であるが、そのうちの一枚に現れるのは、先述のクスピウス、ロレイウス、セプトゥミウス、クラウディウスであり(CIL X. 938)、またもう一枚の碑文では、ポルキウス、セクスティリウス、そして二名のコルネリウスが現れる(CIL X. 800)。クラウディウスやセクスティリウスそしてコルネリウスなど、ローマ人入植者である蓋然性が極めて高い名前が複数含まれるだけに、これらの碑文史料を植民市建設以前のものとするのはかなり強引な解釈となろう。E・ロカーシヨは、植民市建設の時点ではムニキピウム時代のそれを引き継いでまずは四人委員としてスタートした公職が、すぐに二人委員とアエディ

リスの同僚制に移行したのではないかとするが、これもひとつの解決法かもしれない。⁵⁴

都市公職者の問題は非常に複雑であるだけに、依然として多様な解釈の可能性を残している。⁵⁵ だが、少なくともここで次の点を確認することはできよう。すなわち、四人委員が史料中に現れるからといって、そのことは必ずしもムニキピウムの存在を証明するものではない。ましてこれにより、ポンペイにおける「二重共同体」が証明されるわけではないのである。

(3) 他都市の「二重共同体」

第三に、他都市における「二重共同体」の例がある。イタリア内のほかの諸都市においても「二重共同体」状態が想定され、それがポンペイのための傍証として用いられているのである。たとえば、クルシウムやノラでは、ウエテレス (veteres) とノウイ (novi) といった二種類の住民集団の存在が知られるが (Plin. NH. 3. 52; CIL X. 1273 = ILS 6344) ‘これら「新」「旧」ふたつの住民集団は、それぞれストラによる植民者と土着住民を指すのではないかと考えられてきた。またアツレテイウムの事例はより入り組んでおり、ここでは、ウエテレス (Veteres) とフィデンティオレス (Fidentiores) とユリエンセス (Tuienses) といった三つの集団が姿を現す (Plin. NH. 3. 52; CIL XI. 1849 = ILS 6608, CIL XI. 6675)°。このうち、ウエテレスは土着住民を、ユリエンセスはその名称からしてカエサルかあるいは三頭政治家オクタウィアヌスによる入植者を、そしてその間に挟まったフィデンティオレスはストラによる入植者を指しているのではないかと考えられてきた。さらにアベツラからの碑文では「植民者とインコラ」 (colonei et incolae) とぶった表現が (CIL X. 1210) ‘またインテラムニア・プラエトウツティオルムからの碑文で

は、「ムニキヨウムおよび植民市のパトロン」(patroni municipi et coloniae)と云った表現が見られる(CIL. I. 1904 = ILS 6562, CIL IX. 5074 = ILS 5671)。「ムニキヨウムおよび植民市のパトロン」といった表現などは、より直截にふたつの共同体の存在を示唆しているように見えよう。これらの諸都市は、スツラによる植民が行われたのが確実かあるいはその可能性が高いとされてきた都市だけに、スツラによる植民が「二重共同体」の創設をその特徴としていたのではないかと考えられてきたのである。

以下、その可否を検討していくことにしよう。まずは、出土碑文の年代をはたしてスツラによる植民時にピンポイントで特定できるのかといった問題がある。同盟市戦争後にイタリアで植民活動を行ったのはスツラだけではなかったからである。たとえば、「二重共同体」の存在を示す決定的な証拠であるかのように思われるインテラムニア・ブラエトウツテイルムからの碑文に関しても(CIL. I. 1904 = ILS 6562)、それがスツラ時代ではなくオクタウィアヌス時代のものではないかとの主張がある⁵⁶。だがそもそも、「新」「旧」ふたつの集団の存在は本当に「二重共同体」を意味するのであろうか。この論によれば、前述のアッレティウムでは三つの集団が確認されるだけに、当時のアッレティウムは二度の植民の結果、「三重共同体」であつたということになるであろう。実は、この点を考えるための貴重な手がかりが、シキリアの都市アグリゲントウムに関するキケロの記述中にある。キケロによれば、アグリゲントウムの元老院に関しては、大スキピオが制定した法があり、その法には以下のような規定があつたという。すなわち、アグリゲントウム人には二種類あつて、ひとつは古くからのアグリゲントウム人、もうひとつはマンリウスの属州総督時にシキリアの他の複数の町から連れてこられた入植者のアグリゲントウム人であつた。スキピオの法は、元老院の構成において後者の入植者の議員数が前者の古くからのアグリゲントウム人のそれを越えることがないように

規定していたという (Cic. *Verr.* 2. 2. 123-124)。この史料は、従来、イタリア外における「二重共同体」の例として引かれてきた。しかし、E・ガツバが示唆したように⁽⁵⁷⁾、ここからは、むしろ正反対のことが読み取れるように思われる。すなわち、古くからのアグリゲントゥム人と入植者は「二重共同体」を形成してはいたのではなく、あくまでも単一の共同体を構成するふたつの住民集団であったからこそこのような措置が必要とされたのではないか。「二重共同体」であったとすれば、ひとつの元老院を構成することはなく、このような措置の必要性もなかったと判断されるからである。となれば、イタリア諸都市における「新」「旧」ふたつの集団、あるいは特別の呼称を伴った集団に関しても、同様の可能性が浮上してくる。イタリア内の諸都市の事情については、別途考察を行っていく必要性があるが、少なくともスツラの植民の特徴を「二重共同体」という点に求め、それをポンペイにも適用することは、いまや難しくなったといえよう。

もつとも、この時代のローマ世界に「二重共同体」が存在しなかったのかというと、そうではない。しかし、知られる事例はむしろ、ポンペイの「二重共同体」を反証するものとなっている。とりわけ示唆的なのは、リウイウスが伝えるヒスパニアの都市エンポリオンの例であろう (Liv. 34. 9. 2-4)⁽⁵⁸⁾。リウイウスによれば、エンポリオン(エンポリアエ)は、前一九五年時点で城壁により区切られた「二つの町」から成り立っていたという。ひとつは、この地に移住したギリシア人(マッシリア人)の居住地であり、もうひとつは土着スペイン人の居住地であった。引き続きリウイウスによれば、エンポリオンではカエサルによりローマ退役兵からなる第三の植民者が追加された。そして、まずはスペイン人がローマ市民として受け入れられ、ついでギリシア人がローマ市民として受け入れられた結果、いままよすべての人々は「ひとつの政治体」(corpus unum)に融合されているという。おそらくこれは、リウイウスが執

筆したアウグストゥス時代における現状認識であろう。⁵⁹この記述からすれば、たしかに複数の共同体が互いに物理的にも隔てられて併存する状態があつたことがわかる。エンポリオンは、カエサル時代には「二重共同体」どころか、いわば「三重共同体」であつたのかもしれない。エンポリオンの場合、考古学的な研究も進んでいる。⁶⁰それによれば、もともと海岸沿いに「ネアポリス」と名付けられているギリシア都市が建設されていたが、前一〇〇年ごろ、その西の数百メートル離れたところに、フォルムや公共建築物を有するローマ都市が建設された(図1参照)。そして遅くともアウグストゥス時代までには、両者を隔てていた城壁が取り払われ、ギリシア都市とローマ都市はひとつに結びつけられたという。これらの知見は、リウイウスの記述と基本的に合致する。ただし、土着住民とギリシア人の「二重共同体」の痕跡は、いまだ確認されていないようである。

このように、エンポリオンにおいては、物理的にも隔てられた二つの共同体の併存がたしかに見られた。だがここでくれぐれも注意すべきは、これがあくまでも現地の住民にローマ市民権が付与される以前、つまり法制度的に異なる範疇の人々が共存している段階のことであつたという点である。ここからは、スペイン人やギリシア人に等しくローマ市民権が付与された結果、すみやかに住民間の融合が進展してアウグストゥス時代にいたつていることも読み取れるのである。ポンペイに話を戻すならば、エンポリオンとは異なり、植民市建設の時点で土着ポンペイ人にはすでにローマ市民権が付与されていた。彼らはローマ市民権を持つという点で退役兵と対等の立場にあつたのである。先のリウイウスの記述に照らし合わせるならば、そのような場合、土着ポンペイ人とローマ退役兵とは「二重共同体」を形成するのではなく、むしろひとつの共同体を形成し、「融合」への道を進んでいったと推測されるのではないだろうか。

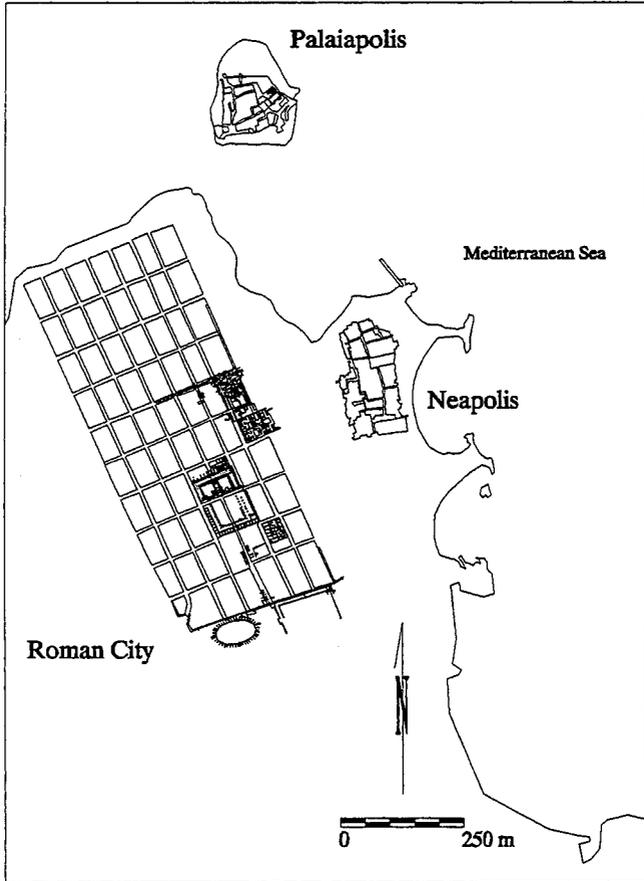


図1 エンポリオン

(A. Kaiser, *The Urban Dialogue. An Analysis of the Use of Space in the Roman City of Empúries, Spain*, Oxford 2000, Fig. 1 より)

(4) キケロ『スツラ弁護演説』第六〇〜六二節

最後に、キケロの『スツラ弁護演説』第六〇〜六二節が (Cic. *Sull.* 60-62)、碑文史料と並んで「二重共同体」説の重要な論拠となっている。当演説は、独裁官スツラではなく、彼の甥であるプブリウス・スツラのための弁護演説であり、プブリウス・スツラは、前六二年、カティリナ陰謀事件に加担したとして政治的暴力の罪に問われたのであった。⁽⁶¹⁾ プブリウス・スツラは、第一章でふれたようにポンペイ植民における責任者でもあっただけに、われわれは共和政末期の主要史料であるキケロから、ポンペイについてのまたとない情報を手にすることができるのである。⁽⁶²⁾

本稿と関連して、ここではふたつの知見が重要である。第一に、キケロは当該個所で、「土着ポンペイ人」(Pompeiani) および「植民者」(coloni) といった表現を何度か用いており、前六二年時点のポンペイに、「土着ポンペイ人」「植民者」として区分される二種類の住民集団がいたことが読み取れる。もちろんこれは、キケロの主観的な判断にすぎないとも考えられるが、弁護演説という性格上、そのような判断が審判人のある程度共有されていないければ説得力を持たなかつたことであろう。また、いずれの住民集団もプブリウス・スツラの支援のために法廷に駆け付けているというキケロの主張は、この区分に一定の現実味を与えている。「二重共同体」説では、これらふたつの住民集団が、まさにムニキピウムと植民市というふたつの共同体の構成員に対応するとされてきた。たしかに、これらの呼称のみから判断するとそのようにも見えるが、ほかならぬ第二の知見がそれに疑問を投げかける結果となっている。

その第二の知見とは、「土着ポンペイ人」と「植民者」との間に、長らく「不和」(dissensio) が存在していたというものである。不和の原因は、「アムブラティオとスツラフラギウムに関して」(de ambulatione ac de suffragiis)

であったという。このうち、スツフラギウムが指し示す内容ははっきりしており、これは公職者選挙における投票を意味した。他方、アムブラテイオの方は、本来「歩き回ること」という謂いであるが、具体的にその意味するところが何かについてはいまだ見解の一致を見ていない。見解は大きくいつてふたつに分かれる。⁶⁵ひとつは、このままでは意味が通じないとし、アムブラテイオをアムビテイオ (ambitio) に訂正するか、あるいはそうしないまでもそれと同義語と捉える解釈である。共和政期のローマにおいて、アムビテイオは選挙運動を意味したので、アムブラテイオとスツフラギウムは、選挙運動 (被選挙権) および投票 (選挙権) として密接な対応関係を持つことになるのである。もうひとつは、アムブラテイオを本来の意味から派生した「逍遙柱廊」の意味で解し、いずれかの柱廊やそれを含む建物の中を歩き回ることを、つまりその利用が禁止されていたとする解釈である。

さて、「二重共同体」説によれば、以上の知見は、ポンペイに異なつた住民集団からなるふたつの共同体が存在し、しかもそのうち土着ポンペイ人が、被選挙権・選挙権という点で不利な立場に置かれていたことを物語っている、さらには彼らが政治から完全に排除されていたことを物語っているという。⁶⁴そのような解釈は、はたして妥当であろうか。というのも、そもそも土着ポンペイ人と植民者とが別々の共同体を形成していたのなら、それぞれ別個に公職者を選出していたと考えられ、少なくとも選挙をめぐる不和は生じようがないと判断されるからである。露骨な選挙干渉でもないかぎり、それは考え難いであろう。両住民集団における政治的不和の存在は、まさに彼らがひとつの共同体を構成していたことを証明しているのではなからうか。事実キケロは、政治的不和にもかかわらず、彼らは「公共の安寧に関しては同じ思いであった」とし (Cic. *Sull.* 61)、ひとつの政治共同体であつたかのように表現している。すなわち、「土着ポンペイ人」と「植民者」というふたつの住民集団の存在は、必ずしも「二重共同体」を実証

するものではない。それどころか、彼らの間の政治的不和は、当時のポンペイが「二重共同体」ではなかったことを示しているのである。

それでは、単一の共同体に属しながら土着ポンペイ人は政治的に不利な立場に置かれていたのか、さらには政治的に排除されていたのかどうか、つぎにこの論点へと考察を進めることにしよう。先のキケロの記述だけでは、これらの事実まで読み取ることができないように私には思えるが、有力説は土着ポンペイ人の政治的排除を想定してきた。そしてそれを論証するために引き合いに出されるのが、初期植民時代に公職に就いた人物のプロソポグラフィである。ポンペイが、あるいはポンペイのみが提供しうる貴重な情報として、都市公職者に関する時系列的なデータがある。これは、選挙ポスター・落書きが多数残されていることによるが、このデータをもとに、都市公職者に関するプロソポグラフィの基本をまとらしたのは、一九七五年のカストレンの研究である。カストレンは、ローマ時代のポンペイの公職者（および公職候補者）を四期に分けて検討した。われわれの考察に関連するのは、〈共和政期・前八〇～四九年〉と〈カエサル・アウグストゥス期・前四九～後一四年〉である。カストレンは〈共和政期〉に属する五人がもつばらローマ人入植者かあるいはその家系の者であるとし、その理由を、土着ポンペイ人がしばらく選挙へ参加する権利を奪われていた点に求めた。カストレンによれば、土着ポンペイ人が入植者と対等の市民権を得たのは早くとも前七〇年の戸口調査時であり、土着ポンペイ人がふたたび都市参事会員として姿を現すのは、早くとも前五五年、確実なところではカエサル時代になってからであったという⁽⁶⁶⁾。

このようなカストレンの見解に対して、一九八八年に出されたH・ムーリツェンのプロソポグラフィ研究はそれを方法論的に批判した⁽⁶⁷⁾。まずは、碑文史料の年代を正確に特定することの困難さがあるという。ムーリツェンは全体を

三期に分けるが、碑文の様式からカエサル時代を画期とすることはできないとし、アウグストゥス時代以前を「共和政期」として一括りにしている。つまり、カストレンが主張するように、カエサルの前後で公職者の相違を論ずることは史料的にいって不可能だということになる。ついで、ある人物が土着ポンペイ人なのかそれともローマ人入植者なのかの確定がこれまた非常に難しいという。ポンペイには植民市建設以前からローマ人が住みついていたし、他方、ローマにも早くからオスク系の名前が見られるからである。その結果、ムーリツェンは、「共和政期」に分類できる公職者を六〇人挙げ、そのうち二二人はローマ人、一五人は土着ポンペイ人であるように「思われる」とし、残りの二三人に関しては十分な確実性をもって決定しえないとした。たしかにこの数字をもとにすれば、カストレンが主張するような植民者の絶対的な優位性、ましてや土着ポンペイ人の政治的な排除は読み取れなくなる。つとにゲールケが主張したように⁽⁶⁹⁾、国政レベルでは同じローマ人として対等の政治的権利を有しながら、土着ポンペイ人が地方都市レベルでの政治においては選挙権も被選挙権も奪われていたという事態はそもそも想定し難いものかもしれない。

政治的な排除は想定し難いとしても、土着ポンペイ人が政治的に不利な立場に置かれ、それがもとで「不和」が生じていた可能性は残されている。ムーリツェンのデータをもとにした場合でも、系列不明の二三人次第でそういえるであろう。そこでこれと関連して注目されているのが、「選挙区」の存在である。ポンペイの選挙も、共和政期のローマ同様、いくつもの選挙区に分かれ集団投票制にもとづいて投票が行われていたのではないかと考えられている⁽⁷⁰⁾。とすれば、実際には多数を占める土着ポンペイ人が、選挙区の操作により少数者に陥っていたということもありえたからである。実際のところ、四つの固有名詞が市街地の選挙区にあたるウイクスの名称ではないかとされている⁽⁷¹⁾。だが、これらを市街地のウイクスの名称とすること、さらにポンペイの選挙区をウイクスとすることに対して

は異論もあり^②、現状では、不明の点があまりにも多いといえよう。選挙区の操作により植民者が有利となるためには、彼らがある程度かたまって住んでいることが前提となるが、第一章で紹介したようにそのような居住地は現在のところ確認されていない。また、市街地にも入植者が居住していたとなると、混在状態での選挙区操作はかなり難しくそうである。

このように見てくるならば、キケロ『スツラ弁護演説』の記述を改めて検討し直す必要性が生じてきたように思われる。植民の経過からして当然のこととはいえ、これまでの研究は、土着ポンペイ人の政治的不利さを自明のものとしすぎたのではないか。キケロが述べているのは、アムブラテオとスツフラギウムに関して、両住民の間に長らく「不和」が存在したということだけである。そこには、政治的不利さも政治からの排除も述べられてはいない。アムブラテオについては、あえて選挙運動に読み替えなくとも、市街地内のいずれかの場所を利用したりあるいはそこを徘徊したりする際の「争い」として理解できるのではなからうか。ビspanが主張するように、都市内における両集団の混在を想定すれば、そのような事態は十分起こりえた^③。またスツフラギウムについても、投票時における単なる「対立」として理解できるのではなからうか。両住民がそれぞれの候補者を立てて争うという事態はこれまた十分起こりえた。植民の経緯からして、社会的・政治的「不和」の存在自体はそれほど不自然なことではないであろう。

三 「不和」から「融合」へ…公共建築物の変容

前章では「二重共同体」説の検討を通して、退役兵入植後のポンペイ社会の実態を考察してきた。その結果、スツ

ラによる植民後の一時期、ムニキピウム（自治都市）と植民市というふたつの共同体がポンペイに併存した可能性は極めて低いことが明らかとなった。しかしこのことは、ポンペイ内に明確に区分されたふたつの住民集団が存在したこと、しかも彼らの間になんらかの「不和」が存在したことを否定するものではない。土着ポンペイ人からの土地没収をもとにして退役兵植民が行われた以上、これは当然といえば当然の事態であろう。植民によりポンペイ社会はどのように変容したのか、本章では少し角度を変えて、P・ツアンカーとF・ゼーヴィの研究に依拠しながら、公共建築物という観点からそれを見ていくことにしよう。彼らの研究は、公共建築物あるいは都市空間の変容のうちに社会関係の変化を読み取っていこうとする意欲的な試みである。⁷⁴

(1) 小劇場

この時代のポンペイの公共建築物に関して顕著な特徴とされるのが、建物の「二重性」という点である。⁷⁵ 一見して機能が重なっているような建築物がいくつか存在するのである。その最たるものは、オデオンと呼ばれる「小劇場」であろう。南イタリアのギリシア都市には前五世紀から劇場が存在したが、東方ギリシア世界との交易を背景にカンパニアやサムニウム地方に劇場が作られたのは前二世紀に入ってからのものであるとされている。⁷⁶ ポンペイにも、前二世紀の建設とされる「大劇場」が存在した。当初の収容人員は不明ながらも、拡張をへたアウグストゥス時代の収容人員は五〇〇〇人と見積られている。⁷⁷ これが土着ポンペイ人の本来の劇場であった。それに対して、前八〇年の退役兵入植後に一五〇〇〇〜二〇〇〇人規模の小型の劇場が作られたことがわかっている。正式の名称は「屋根付き劇場」(theatrum tectum)であり、建設に責任を負ったのは、二人委員のC・クインクティウス・ウアルグスと

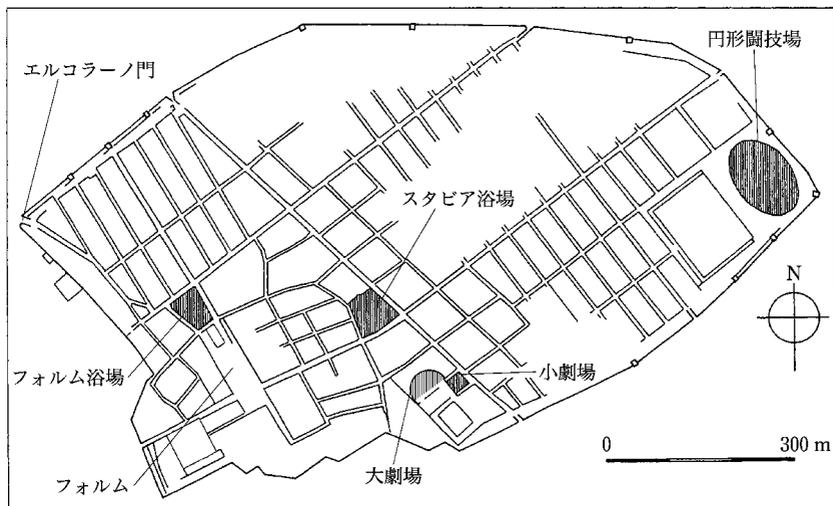


図2 ポンペイ

(R・リング／堀賀貴訳『ポンペイの歴史と社会』同成社、2007年、図21より作成)

M・ポルキウスであった (CIL. X. 844)。第一章で紹介したように、彼らは入植者の一員であり、しかも初期植民時代に重要な活躍をした人物であった。当時、ひとつの都市に大小二つの劇場が存在するのは極めてまれなことであり、これにはなんらかの説明が必要となる。従来、野外の大劇場では悲劇や喜劇、あるいはローマ独自の笑劇やパントマイムのごときものが上演され、他方、屋根付きで音響効果のよい小劇場では詩や音楽の上演が行われていたのではないかと考えられてきた。⁽⁷⁸⁾ 演目の違いにより、劇場の二重性は説明されてきたのである。ところが、この説明が成り立つためには、ローマ人入植者が詩や音楽といったギリシア風の娯楽を好んだという点が前提となってくる。そうでなければ、退役兵入植というタイミングで小劇場建設の必要性は生じないからであるが、これはいささか想定し難い前提といえよう。そこでツアンカーは、小劇場に通説とは全く異なる機能を読み込むことになった。⁽⁷⁹⁾ すなわち、この施設は、少数者としてポンペイに乗り込んできた入植者

たちが彼らだけで会合するための集会所だったのでないかと考えたのである。疑いの目をもって眺める土着ポーンペイ人の間で暮らす彼らには、定期的に集まって結束力を高める必要性があった、また選挙への対応など時々の実践的な課題もあつたとする。さらにツアンカーは、一五〇〇〜二〇〇〇人という収容人員に着目し、これこそが入植者の規模であるとした。⁸⁰⁾ 劇場が演劇をする場所ではなく人々の単なる会合場所であるとする主張は奇異な印象を与えるが、ギリシア世界におけるブレウテリオンがまさにこれにあたるという。

この興味深い指摘をさらに展開させたのが、ゼーヴィの研究である。⁸¹⁾ ゼーヴィは、ツアンカーの発想を基本的に受け入れながらも、それでも劇場としての機能にこだわる。小劇場の正式名称は、先にも述べたように「屋根付き劇場」だからである。すなわちゼーヴィはこれを、ローマ人植民者の演劇的な好みに合わせて植民者のための劇場と捉えた。自分たちだけの劇場を作ること是一種の特権を意味し、しかも土着ポーンペイ人との摩擦をできるだけ避けることにも役立つたという。劇場は暴動のきっかけになりやすい場所だったからである。また、オスク語とラテン語という言葉の違いも、当面、大きな障害になっていたのでないかとする。もちろん屋根付きは、音響効果ではなく入植者への配慮ということになる。ゼーヴィは別の論考では、碑文から知られるC・ノルバヌス・ソレクスという役者に注目し（*CIL* X. 814. cf. *Plut. Sull.* 36. 2）、⁸²⁾ 具体的にはこのソレクスの助言のもと、スツラの演劇好きに配慮したウアルグスとポルクウスによりこの劇場は作られたのではないかとした。

ツアンカーの説にせよゼーヴィのそれにせよ、ローマ人入植との有機的連関を重要視した興味深い仮説である。もっとも、小劇場の利用者が本当に植民者のみに限定されていたのかどうかといった肝心な点はわかっていない。また、大劇場で何が演じられていたのかも不明である。たとえば、ギリシア喜劇・悲劇がオスク語に翻訳され演じられ

ていたのか、それともポンペイの上層民はギリシア語を解したのか、はたまたプラウトウスやテレンティウスといったラテン語の喜劇はどうだったのか、詳細は不明なのである。これらの事実関係次第では、小劇場の説明も異なってくる可能性はあるが、とまれ入植者の具体的なニーズからする説明は従来のものより格段に説得的であるといえよう。⁽⁸³⁾

(2) 公共浴場

古代ローマの社会生活で欠かせない公共浴場においても、「二重性」は見られる。もともとポンペイに存在した公共浴場は、前四世紀、ことによると前五世紀にまで遡るスタビア浴場であった。ポンペイを含むカンパニア地方は、イタリヤ内で最初に公共浴場が作られた地域とされている。⁽⁸⁴⁾メインストリートが交差する市の中心部に位置するスタビア浴場は、前二世紀、男女別の浴室と床下暖房を備えた複合建築物へと大改修されたことがわかつている。⁽⁸⁵⁾このようなポンペイに、退役兵の植民に合わせて第二の公共浴場が建設されることになった。フォルム浴場である。その名のとおりフォルム（公共広場）の北側に隣接したこの浴場は、男女別の熱浴室、^{カルグリウム}温浴室、そして冷浴室（当初は乾熱室^{プロコキウム}としての利用）を備えた最新の浴場であり、また格闘技教習場^{パラエストラ}や飲食施設まで付設していた。都市ローマでは、アウグストゥス時代になるまで見ることでできなかったような施設である。このフォルム浴場は通常、植民による人口増加のため手狭となったスタビア浴場の機能を補うためのものであったと考えられている。事実、同じ頃、スタビア浴場の改築も行われた。乾熱室^{プロコキウム}と垢落^{アストリクリウム}とし室が追加され、格闘技教習場^{パラエストラ}と柱廊が改修されたのである。スタビア浴場については、改築者の名前もわかっており、それはローマ人入植者とされるP・アニニウスとC・ウウリウス

であった (CIL X. 829)。つまり、植民者は入植に際して第二の公共浴場を建設したのみならず、もともとあった公共浴場の改築を行うことにより、快適な日常生活を目指したのではないかと考えられてきたのである⁽⁸⁷⁾。

このような通説に対してゼーヴィは、小劇場同様、フォルム浴場も入植者のためだけの施設だったのではないかと考えた⁽⁸⁷⁾。周知のごとく古代ローマの公共浴場は、単に体を清潔にするための場所ではなく、スポーツや飲食を伴うアメニティ施設であり、またともに語り合つて情報交換を行う一大社交場でもあった。ポンペイへと入植した退役兵が、少なくとも当初、このような場を土着ポンペイ人と共有しようとしたとは考え難い。そこでゼーヴィは、言語の相違やあからさまな憎悪のまなざしを気にすることなく、気軽にくつろげる場所を彼らは求めたのではないかと捉えるのである。そうになると、スタビア浴場改築の一件が不都合となってくるが、ゼーヴィはアニウスとウリウスを植民者ではなく土着ポンペイ人と解する。このような解釈はまた、フォルム浴場の立地とも密接に関連してくる。たとえば通説を採る R・リングは、中央・東部の居住者はスタビア浴場にまかせ、新浴場は北部・西部の人々へのサーヴィスを担当したのではないかと考えている⁽⁸⁸⁾。つまり市街地内の人口分布を考え、いずれの地区も不利にならないように配慮して第二の浴場の位置が決められたと理解するのである。それに対して、これをもつばら入植者のための施設と解するゼーヴィは、第二章で紹介したような市街地北部の農村部からやってくる入植者にとつて少しでも近いようにと、この場所が選ばれたのではないかとする⁽⁸⁸⁾。

フォルム浴場に関する以上の解釈は、小劇場の場合とは異なりほとんど賛同を得てはいないように見受けられる⁽⁹⁰⁾。しかしながら、ほかならぬ小劇場のことを考えるならば、私にはありえないことはないと思える。一般的にいって名前のみからの出自の区別は難しいので、スタビア浴場を改築したアニウスとウリウスを土着ポンペイ人とするこ

とは十分可能であろう。⁽⁹¹⁾ 碑文によると彼らは、「見世物か建築物に」(in Iudo aut in monumento) 使うようにと義務づけられた資金をスタビア浴場のために使用したという (CIL X. 829)。植民者によるフォルム浴場の建設に合わせて、土着ポンペイ人も彼らが利用する公共浴場の改築を見世物に優先させたのかもしれない。一方、フォルム浴場の立地に関しては、農村部から市街地に辿りつくまでの距離からして、ゼーヴィが主張するように、それが植民者にとつとりたてて「近い」とは思われない。素人考えながら、距離的な配慮というより、むしろ重要視されたのは都市の心臓部であるフォルムに隣接するという点だったのではなからうか。フォルム浴場の立地はそれ以前そこに何もなかったのかと疑いたくなるような場所であるが、もっぱら入植者の便宜のためとすれば、かなり強引な建築活動が展開されたのかもしれない。⁽⁹²⁾

(3) 円形闘技場

さて、小劇場とフォルム浴場の機能に関するこのような解釈が妥当性を持つとするならば、土着ポンペイ人と入植者とは、「二重共同体」ではないまでも別々に公共施設を利用し、公共生活において少なからず分離していたことになる。これは第二章でみた「不和」とまさに符合するような事態であるが、都市共同体のあり方として決して好ましいものとはいえない。そこでこのような状況を克服するための試みとして、最近、注目されているのが円形闘技場の機能である。最後に、ローマ人の社会生活を語る際には欠かせないもうひとつの要素である円形闘技場を見ていくことにしよう。

ポンペイの東南隅に位置するこの巨大な建築物は、小劇場と同じくウアルグスとポルクウスにより作られた。建設

年代については、おそらく前七〇年のことではないかと考えられている。ウアルグスとポルキウスが戸口調査を行う「五年目の二人委員」に就任しており、前七〇年は共和政ローマで最後の戸口調査が行われた年だからである。ちなみに、ポンペイの円形闘技場は現存する最古のものとして知られるが、スパルタクス蜂起の経過からすれば、それ以前、カプアなどの近隣都市にすでに常設の円形闘技場が存在していた可能性もある。⁹³植民市建設における二人の有力者が建築過程に直接かかわっていたことは、この建造物がまずもって退役兵入植者のための施設であったことを窺わせる。⁹⁴事実、イタリア内の円形闘技場の研究を精力的に進めているK・ヴェルチは、それが剣闘士的な戦闘に慣れ親しんだ退役兵によって、かの地へと持ち込まれたのではないかと主張する。⁹⁵だが他方で、最新の本村凌二氏の研究に見られるように、剣闘士の試合が古くからカンパニア地方で知られていたとする見解も依然として有力であり、⁹⁶となれば、土着ポンペイ人も決してそれに無関心だったわけではなくなる。行論との関連で、この点に注意を促しておきたい。

さて、問題となってくるのは、座席の配置から二万人と見積もられている収容人員である。これは先の大劇場や小劇場に比べ格段に大きい。従来指摘されてきたのは、それが近隣諸都市の住民をも収容するためだったのではないかという理由である。帝政期の話となるが、剣闘士の試合中にヌケリア人とポンペイ人との間で大きな騒動が発生したことはよく知られている (Tac. Ann. 14. 17)。隣町ヌケリアの住民も観戦に訪れていたのである。建設当初に注目するならば、近隣の諸都市に入植したスッラの退役兵がやって来てともに楽しんでいた姿が思い浮かぶかもしれない。このような解釈は、上述の小劇場やフォルム浴場のそれと同じ方向性を持っている。だが、二万人という収容人員はポンペイの住民全体、つまり入植者プラス土着ポンペイ人のためと考えることもできる。そこでゼーヴィは、円

形闘技場の建設のうちに小劇場やフォルム浴場とは異なり、土着ポンペイ人と入植者の「二重性」ではなく、その対立の終焉を象徴するような出来事を読み込んだ。⁹⁷ その際、ゼーヴィが論拠としたのは以下の碑文である。

五年目の二人委員である、ガイウスの息子ガイウス・クインクティウス・ウアルグスとマルクスの息子マルクス・ポルキウスが、植民市の名誉のために、自らの費用で円形闘技場 (*spectacula*) が作られるべく配慮した。そして場所を永遠に植民者に捧げた (*CIL X, 852 = ILS 5627*)。

これはウアルグスとポルキウスによる円形闘技場の奉献碑文であるが、ここで重要となるのは、「植民市の名誉のために」円形闘技場が作られ、またそれが永遠に「植民者に」捧げられたと、植民市 (植民者) が二度強調されている点である。これは一般的には、われわれがこれまで見てきたような文脈上で、土着ポンペイ人に対応するローマ人入植者を指すと解されてきた。⁹⁸ そうなると、ウアルグスとポルキウスは、彼らのためだけに円形闘技場を建設したことをわざわざ奉献碑文で強調したことになる。これは随分と挑発的な行為といえよう。

それに対して、ここでもゼーヴィは、ツァンカーの先行研究に導かれながら、⁹⁹ 斬新な解釈を提出している。ゼーヴィは、この公的な文章で言及された「植民者」を、いわゆるローマ人入植者だけではなく土着ポンペイ人も含めたポンペイ人全体、つまり「植民市市民」と捉えるのである。ポンペイの正式名称は「植民市コルネリア・ウェネリア・ポンペイアノルム」(*Colonia Cornelia Veneria Pompeianorum*) であっただけに、ポンペイ人全体が「植民市市民」と表現されたことは十分説明がつく。明言はないものの、ゼーヴィは「二重共同体」説の立場をとっており、

前七〇年の戸口調査をもって、「二重共同体」も解消したと理解している。つまり、ムニキピウムの消滅により法的・行政的にひとつとなった時点で、それを象徴するような出来事として円形闘技場が建設されたと捉えるのである。またその際、カンパニアは剣闘士競技の伝統を有する地方であっただけに、円形闘技場の建設は土着ボンペイ人の好みにも合っていたと考えている。

これは、わずかな手がかりをもとにして、退役兵植民後のボンペイの歴史を鮮やかに描き出した非常に興味深い説といえよう。⁽¹⁰⁾ 私は、このゼーヴィのアイデアを基本的な部分で受け入れながらも、クロノロジーに関しては少し異なった見解をとっている。まず、別稿でも論じたように、前七〇年の戸口調査の前後には最終的な段階にまでいたらない戸口調査が何度も実施されていた。⁽¹¹⁾ そのなかには、地方レベルでの戸口調査は終わっていたが、ローマにおいて最終的な戸口調査の完了にまでいたらないケースもあつたであろう。となれば、前七〇年の戸口調査をどこまで特別視することができるのか、つまりそれを市民権獲得後のボンペイにおける重要な転回点とすることができるのかどうかは、なお検討の余地があるように思われる。また、この前七〇年を重要視することとの関連で、ゼーヴィは、前七〇年に両住民間の対立がいったん消滅した後、キケロが伝えるような「不和」が新たに発生したのではないかと捉えている。これは、権利上の平等が実現されたがゆえにかえって「不和」が表面化したということなのだろうが、やや強引な解釈との印象は拭えない。そうではなくて、前七〇年段階で依然として「不和」が継続していたからこそ、このような性格の円形闘技場が必要とされたと捉えることもできるのではないか。現実的には、一体化した「植民市」の姿に程遠かつたからこそ、両住民の「融合」へ向けたプロパガンダとしてこの種の表現が採用されたのではなからうか。これが初期植民時代の最有力者の行為であつたからには、土着ボンペイ人とローマ人植民者がともに楽しむよ

うな場、互いの一体感が醸し出されるような場の創出を彼らがいかに緊急の課題と感じていたかを窺うことができよう。ちなみに、キケロの『スッラ弁護演説』では、両住民間の「不和」が長年にわたってポンペイの「パトロン（保護者）」のもとに持ち込まれていたことが述べられている（Cic. *Sull.* 60）。ここでのパトロンが具体的にはプブリウス・スッラその人を指すのはもちろんであるが、キケロはパトロンを複数形で記しているだけに、スッラ以外にも、ウアルグスやポルキウスがパトロンとしてこの問題の処理に尽力していたのかもしれない。退役兵植民がもたらした社会的・政治的不和は、ポンペイ内の有力者の手によりその克服が模索されていたのである^⑩。

おわりに

本稿は、カンパニアの一地方都市ポンペイを対象を絞り込みながら、スッラの退役兵植民がイタリアに与えた影響をできる限り明らかにすることを課題としてきた。繰り返しを恐れず、全体をまとめ直すことにより稿を終えることにしたい。

同盟市戦争に参加しローマと戦ったポンペイはスッラの攻囲を受け、前八九年ローマに降伏した。おそらく、ローマ市民権を付与されたのはこの年ではなく前八七年のことであり、その間のポンペイは中間王により暫定的に統治されていた可能性がある。そして前八〇年、独裁官スッラにより退役兵の植民が実施された。その規模は、ポンペイ領の面積からして、伝統的に主張されてきた四〇〇〇〜五〇〇〇人より、下方修正された一五〇〇〜二〇〇〇人が妥当なところであろう。彼らが具体的にどこに入植したのかとなると、考古学的な調査が進んでいるポンペイでもそれは

よくわかっていない。第一義的には農地の獲得が目的であったとはいえ、居住地として見れば、彼らが農村部だけではなく市街地（都市部）にも住んでいたのではないかと思われるが、その場合、旧住民（土着ポンペイ人）との混在は十分ありうる。

このような退役兵植民後のポンペイを理解するために提起されてきたモデルが、「二重共同体」説である。これは、前八七年（あるいは前八九年）にローマ市民権を付与された土着ポンペイ人が彼ら自身のムニキピウムを保持し、他方、入植者はその傍らに植民市を建設することにより、ポンペイがしばらくの間「二重共同体」であったとする理解である。たしかにこの説は、植民直後の両住民間に生じた摩擦・軋轢を考える際に便利なモデルといえよう。しかしながら、前述のように、そもそもその前提ともいべき物理的に分離した「二重共同体」の痕跡は考古学的に確認されていない。また第二章で見てきたように、この説を論証するために用いられてきた論拠はいずれも確固としたものとはいえず、それぞれどこかポンペイが「二重共同体」ではなかったことをむしろ積極的に論証する素材となつていたのである。また、「二重共同体」説と関連して、土着ポンペイ人が少なくとも当初、ポンペイの政治から排除され政治的・社会的に不利な立場におかれてきたとされてきたが、いまやこのような理解も再考が迫られている。

とはいえ、他方で、『スツラ弁護演説』をもとにすれば、土着ポンペイ人と植民者との間になんらかの「不和」が生じていたことは確実である。それらの事情を公共建築物の変容から読み取ろうとした興味深い研究として、ツアンカーおよびゼーヴィの論考がある。詳しくは第三章で論じたように、両者（とりわけゼーヴィ）は劇場と公共浴場の「二重性」のうちに、入植者が旧住民とこれら公共の場を共有することを拒否していた様子を読み取った。これはもちろん、ひとつの共同体のあり方として決して好ましいものとはいえない。そこで、当時のポンペイのパトロンたち

がこのような状況を克服しようとした試みとしてつぎに注目されたのが円形闘技場の建設である。ポンペイ市民がともに楽しむ場としての円形闘技場の建設は、両住民の融合・統合へ向けての切実さの現れであった。

なるほど、このような「ツアンカーゼーヴィ説」は、史料の過度の読み込みと思われ、またあまりにも出来すぎのシナリオと映るかもしれない。だが、一般的にいつて、公共建築物の共有により、利用者間で一体感が醸し出されることはありえた。⁽¹⁰⁾さらには、ともに誇れる公共建築物の存在により、都市を核として新たな共属意識が作り出されることも十分ありえたであろう。当該期イタリアの地方エリートたちが公共建築物をめぐるって他都市と競い合っていたという事実は、エヴェルジェティスム論の文脈ですでに指摘される⁽¹¹⁾ところである。となれば、本稿は、小劇場やフォルム浴場が入植者のための施設であった点を強調してきたが、それはもちろん植民当初のことであり、ほどなくして——おそくとも円形闘技場の建設時までには——、新旧住民がともに利用する施設へと転じていったと考えたほうがよいだろう。本稿では考察できなかった両住民間の通婚関係の進展も含め、七九年の「最後の日」へ向けてポンペイ社会の融合は進んでいたのではなからうか。

最後に、ここで明らかにされたのはあくまでもポンペイのみについての知見であり、これがスツラによる退役兵植民のすべてに当てはまるわけではない。今日では有名なポンペイも、当時にあつてはひととき影響力のある都市でもなければ、また典型的な都市でもなかった。ポンペイ以外の都市における植民の実態は別個に考察していく必要性がある。また、植民市の建設ではなく「個人的土地分配」という形態で土地の分配が行われたこともすでに指摘されているが、この点も別途考察が必要かもしれない。しかしながらその際、本稿で明らかにされたポンペイに関する知見は、個々の都市における植民に関して、その可能性の範囲を見極めるにあたり重要な指標となるに違いない。

註

*雑誌略号は、*L'année philologique* による。

- (1) ローマによるイタリア支配については、以下の文献が重要である。長谷川博隆「フレゲッラエの叛乱考——ローマ市民権とラテン市——」長谷川『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会、二〇〇一年所収（初出は一九六三年）、二九八—四一頁、石川勝二『古代ローマのイタリア支配』溪水社、一九九一年、毛利晶「古代ローマの *municipes* —— 古代の学者が伝える定義の解釈を中心に——」『史学雑誌』一一六編二号、二〇〇七年、三八—六五頁、毛利「ローマによるカエレ併合と *civitas sine suffragio*（投票権なき市民権）の起源」『史学雑誌』一一八編四号、二〇〇九年、三九—六三頁、毛利「*Tabulae Caertum* 考」『神戸大学文学部紀要』三七号、二〇一〇年、三五—五九頁、毛利「古代ローマの市民権とケーンズス（戸口調査）—— 所謂 *ius migrandi* に考察の手掛かりを求めて——」『西洋史研究』新輯三九号、二〇一〇年、一一—三三頁。
- (2) 岩井経男氏の先駆的な業績はあるものの、それを引き継ぐような研究が現れておらず、わが国における研究は概して低調なように見受けられる。岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。
- (3) イタリアにおける地方史研究を伝える翻訳書として、U・ラッファイ／田畑賀世子訳『古代ローマとイタリア』ピーザ、二〇〇三年が重要である。
- (4) R. Syme, *The Roman Revolution*, Oxford 1939.
- (5) 砂田徹「前八〇年代の内乱とイタリアの関与——ローマ市民権拡大との関連で——」『北海道大学文学研究科紀要』一一三—二〇一〇年、五三—一〇三頁。
- (6) A. Keaveney, *Sulla and Italy*, CS 19, 1982, 499-544; F. Santangelo, *Sulla, the Elites and the Empire. A Study of Roman Politics in Italy and the Greek East*, Leiden/Boston 2007, 147-157.
- (7) 坂井聰「スッラによる退役兵入植とローマ植民市ポン・ペイの成立」『古代学研究所研究紀要』三三号、一九九三年、三七—五八頁。
- (8) 岩井経男「ムニキピウム・ポン・ペイ (MUNICIPUM POMPEIANUM) の再検討」岩井前掲書所収（初出は一九九四年）、二〇三—二二二頁。
- (9) P. Castrén, *Ordo populisque Pompeianus: Polity and Society in Roman Pompeii*, 2nd ed., Roma 1983 (1975), 41.

スツラの退役兵植民とポンペイ

- (10) 岩井前掲論文、二〇四—二〇八頁。
- (11) 砂田前掲論文、七二頁。
- (12) V. Weber, Entstehung und Rechtsstellung der römischen Gemeinde Pompei, *Klio* 57, 1975, 179-206, esp. 187; H. Mouritsen, *Elections, Magistrates and Municipal Elite. Studies in Pompeian Epigraphy*, Roma 1988, 86-97 前八七年記を採る。
- (13) Castrén, *op. cit.*, 51.
- (14) 岩井前掲論文、二〇四—二〇五、二〇八頁。
- (15) Mouritsen, *op. cit.*, 74-75 は公職者以外の可能性を示唆する。
- (16) 岩井前掲論文、二一六—二一七頁。
- (17) Weber, *op. cit.*, 182-184.
- (18) F. Zevi, Personaggi della Pompei sillana, *PBSR* 63, 1995, 1-24 [=Zevi (1995)], esp. 10.
- (19) 現在の Frigento からの出土品もあるが、古代の都市名は特定されづらな。ユズマンゼ、これらメンラムスに関する碑文については、E. Bispham, *From Asculum to Actium. The Municipalization of Italy from the Social War to Augustus*, Oxford 2007, 304, 343.
- (20) P. B. Harvey, Soer Valgus, Valgii and C. Quinctius Valgus, in: E. N. Borza/R. W. Carrubba (eds.), *Classics and the Classical Tradition. Essays Presented to Robert E. Dengler on the Occasion of His Eightieth Birthday*, Pennsylvania 1973, 79-94, esp. 84.
- (21) P. Zanker, *Pompeii. Stadtbilder als Spiegel von Gesellschaft und Herrschaftsform*, Mainz 1988 [=Zanker (1988)], 22.
- (22) Castrén, *op. cit.*, 69.
- (23) 岩井前掲論文、二一四—二一六頁。
- (24) サンタンジェロは、ウアルグスが前八〇年代の内乱および東方においてスツラのもとに従軍し、その後、カンパニアの諸都市の政治に関与したのではないかと推定してらる。Santangelo, *op. cit.*, 162.
- (25) Zevi (1995), 10.
- (26) P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 B. C. - A. D. 14*, Oxford 1971 [=Brunt, *IM*], 305-306.

- (27) E. Lepore, Orientamenti per la storia sociale di Pompei. in: *Pompeiana. Raccolta di studi per il secondo centenario degli scavi di Pompei*, Napoli 1950, 144-166 (= Lepore, *Origini e strutture della Campania antica*, Bologna 1989, 123-146).
- (28) 坂井前掲論文、三八頁。
- (29) たとえは、Castren, *op. cit.*, 52.
- (30) E. Savino, Note su Pompei colonia sillana: popolazione, strutture agrarie, ordinamento istituzionale, *Athenaeum* 86, 1998, 439-460, esp. 440-444 参照。
- (31) 坂井前掲論文、四二頁。
- (32) 砂田前掲論文、八六—九二頁。
- (33) そのようなケースも実際に起こりえたが (Brunt, *IM*, 295) ポンペイでは確認されていない。
- (34) 坂井前掲論文、三九—四三頁。
- (35) 農村地域に関してより詳しくは、浅香正「ポンペイ近郊における出土ウイラの『一覧表とその研究課題』、『古代学研究所研究紀要』四号、一九九四年、五三一—八七頁、浅香「ポンペイ領における農業ウィッラ」、『古代文化』五二編七号、二〇〇〇年、一七一—二八頁参照。
- (36) J. Andreau, Pompei: mais où sont les vétérans de Sylla? *REA* 82, 1980, 183-199, esp. 193.
- (37) ヨンクマンも、穀物生産を行っていた小土地所有者は考古学的に見えなくなっているとする。ただし、それは植民者とは限らず、土着ポンペイ人の小作人をも想定しているようにある。W. M. Jongman, The Loss of Innocence: Pompeian Economy and Society between Past and Present, in: J. J. Dobins/P. W. Foss (eds.), *The World of Pompeii*, London/New York 2007, 499-517, esp. 505.
- (38) R・リンツ／堀賀貴訳『ポンペイの歴史と社会』同成社、二〇〇七年、七八—七九頁；F. Zevi, Pompei dalla città sannitica alla colonia sillana: per un'interpretazione dei dati archeologici, in: M. Cébeillac-Gervasoni (ed.), *Les élites municipales de l'Italie péninsulaire des Gracques à Néron*, Napoli/Roma 1996, 125-138 [= Zevi (1996)], esp. 132-134.
- (39) 坂井前掲論文、五一—五四頁。
- (40) 同論文、四二頁。

ヌトラの退役兵植民とポンペイ

- (41) 坂井氏の論文の公刊は一九九三年であるが、最新のボンペイに関する入門書で見ると、状況は大きく変化していないようである。E. M. Moormann, *Villas Surrounding Pompeii and Herculaneum*, in: *World of Pompeii*, 435-454.
- (42) G. O. Onorato, *Pompei municipium e colonia romana*, *RAAN* 26, 1951, 115-156. 邦訳は他の退役兵植民市に関する「二重共同体」としての言及が、それ以前から見られる。たぐはく H. Rudolph, *Stadt und Staat im römischen Italien. Untersuchungen über die Entwicklung des Municipalsens in der republikanischen Zeit*, Leipzig 1936 (Göttingen 1965), 92, n. 2. またボンペイに関しても、ことばにキムゼンは「旧市民と植民者との二つの市民団が同じ城壁の中で連合体として構成された」と表現している。モムゼン／長谷川博隆訳『ローマの歴史 III』名古屋大学出版会、二〇〇六年「原著初版は一八五五年、翻訳の底本となっている第九版は一九〇三年出版」三〇七頁。
- (43) F. Hampf, *Zur römischen Kolonisation in der Zeit der ausgehenden Republik und des frühen Prinzipates*, *RhM* 95, 1952, 52-78; E. Gabba (trans. by P. J. Cuff), *Republican Rome, the Army and the Allies*, Oxford 1976 (= Gabba, *Escribo e società nella tarda Repubblica Romana*, Firenze 1973), 204, n. 218; L. Keppie, *Colonisation and Veteran Settlement in Italy, 47-14 B. C.*, Roma 1983, 102-103; E. Lo Cassio, *Pompei dalla città sannitica alla colonia sillana: le vicende istituzionali*, in: *Elites municipales*, 111-123.
- (44) E. T. Salmon, *Roman Colonization under the Republic*, London 1969, 130-131; W. V. Harris, *Rome in Etruria and Umbria*, Oxford 1971, 270; Brunt, *IM*, 306-308; Weber, *op. cit.*, 198-203; E. T. Salmon, *The Making of Roman Italy*, London 1982, 132.
- (45) 岩井前掲論文、二二一頁。
- (46) 坂井前掲論文、四六—四九頁。
- (47) H. J. Gehrke, *Zur Gemeindefassung von Pompeii*, *Hermes* 111, 1983, 471-490.
- (48) 片岡輝夫「Livius VIII, 14, 8 及び IX, 20, 10 : ローマ初期の市民植民市 Antium の社会構造」片岡輝夫他『古代ローマ法研究と歴史諸科学』創文社、一九八六年所収、三一—三三頁。
- (49) Castrén, *op. cit.*, 41-42, 62-67.
- (50) Rudolph, *op. cit.*, 87-99; A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship*, 2nd ed., Oxford 1973, 165; Bispham, *op. cit.*, 247, 253.

- (1) T. Mommsen, *CIL* X, p. 93.
- (2) Bispham, *op. cit.*, 261-267, 447-456.
- (3) ルドルフも基本的にはこのよきな理解か。Rudolph, *op. cit.*, 92-94.
- (4) Lo Cassio, *op. cit.*, 112-116.
- (5) デグラッシは、ホンハイに関してはコムゼン流に四人委員を解釈しているが、植民市の碑文に四人委員が現れる他の可能性も指摘しよう。A. Degrassi, *Quattuorviri in colonie romane e in municipi retti da duoviri*, *MAL* 82, 1949, 281-344 (= Degrassi, *Scritti vari di antichità* I, Roma 1962, 99-177), esp. 287-289.
- (6) Gehke, *op. cit.*, 484-485. 他方、サンタンジエロは、この植民市建設をスミラ時代のものであるとしながらも、その時点でムニキウムは消滅してしまふと考えている。Santangelo, *op. cit.*, 153.
- (7) E. Gabba, *Sui senati delle città siciliane nell'età di Verre*, *Athenaeum* 37, 1959, 304-320, esp. 317-319.
- (8) リウイウスの当該箇所について、J. Briscoe, *A Commentary on Livy Books XXXIV-XXXVII*, Oxford 1981, 68-69 参照。
- (9) エンポリオンが植民市であったことを伝える史料はリウイウスのこの箇所しかなく、貨幣ではむしろムニキビウムとして現れるという。植民市からムニキビウムへの「格下げ」は考え難いので、ブランドは、カエサル時代の入植者は植民市ではなく、パグスカウィクスを形成していたのではないかと推測している。Brunt, *IM*, 603-604.
- (10) エンポリオンに関しては数多くのスペイン語文献が存在するが、参照しえなかつた。本文中の考古学情報は、A. Kaiser, *The Urban Dialogue. An Analysis of the Use of Space in the Roman City of Empuries, Spain*, Oxford 2000, 10-14; R. Laurence/S. E. Cleary/G. Sears, *The City in the Roman West c. 250 BC - c. AD 250*, Cambridge 2011 [= *City in the Roman West*], 28-29 以下。
- (11) D. H. Berry (ed.), *Cicero. Pro P. Sulla Oratio*, Cambridge 1996, 14-42.
- (12) 当時のイタリアの情勢については、R. Stewart, *Catiline and the Crisis of 63-60 B. C.: The Italian Perspective*, *Latomus* 54, 1995, 62-78 が詳しい。
- (13) Berry, *op. cit.*, 254-256; Bispham, *op. cit.*, 449-450.

ヌツラの退役兵植民とポンペイ

- (64) Castren, *op. cit.*, 49-57; Andreau, *op. cit.*, 219-220; S. L. Dyson, *Community and Society in Roman Italy*, Baltimore/London 1992, 74-76.
- (65) 簡潔な研究史として J. Franklin, *Epigraphy and Society*, in: *World of Pompeii*, 518-525 参照。
- (66) 以上 Castren, *op. cit.*, 85-92. 前五五年の論拠は、キタロの書簡中で、彼の友人である M・マリウスがポンペイの都市参事会員であるかの発言に言及されていることによる (Cic. *Fam.* 7. 3. 1)。
- (67) Mourisen, *op. cit.*, 70-89.
- (68) もっとも、ふたつの批判点を突き合わせるならば、坂井氏が反批判するように、これらの土着ポンペイ人が前六〇年代後半以降に再出現してきた可能性、つまり植民市建設当初は政治的に排除されていた可能性は依然として残されている。坂井前掲論文、五〇頁。
- (69) Gehrke, *op. cit.*, 476-477.
- (70) Castren, *op. cit.*, 79-82; W. Jongman, *The Economy and Society of Pompeii*, Amsterdam 1991, 289-310.
- (71) Forneses: *CIL* IV. 783. Campanienses: *CIL* IV. 371(?), 470, 480. Salinienses: *CIL* IV. 128, 1611, 4106, 5181. Urdulanenses: *CIL* IV. 7676, 7706, 7747, 7807(?).
- (72) G. Amodio, *Sui vici e le circoscrizioni elettorali di Pompei*, *Athenaeum* 84, 1996, 457-478.
- (73) Bisphan, *op. cit.*, 450.
- (74) この点についてはブローナーの有効性については、K. Lomas, *Public Building, Urban Renewal and Energetism in Early Imperial Italy*, in: K. Lomas/T. Cornell (eds.), *Bread and Circuses: Energetism and Municipal Patronage in Roman Italy*, London/New York 2003, 28-45, esp. 28-29 参照。
- (75) Santangelo, *op. cit.*, 160.
- (76) *City in the Roman West*, 236.
- (77) リンツ前掲訳書、一九〇—一九五頁。
- (78) 同書、七二—七四頁参照。他方、ローレンスは、「演説の練習」といった機能を強調する。R. Laurence, *Roman Pompeii: Space*

- and Society*, London/New York 1994, 26.
- (7) Zanker (1988), 19; P. Zanker (trans. by D. L. Schneider), *Pompeii. Public and Private Life*, Cambridge, MA/London 1998 [= Zanker (1998)], 65-68.
- (8) 植民者数をより低く見積もるこの説の賛同者としては、たとえば、Savino, *op. cit.*, 452-453.
- (1) Zevi (1996), 130-131.
- (2) Zevi (1995), 1-10.
- (3) 翻訳書の時点では判断を留保してゐたリングも（前掲訳書「七三―七四頁」）、最新のポンペイに関する入門書の中では、ツァンカー説を採用してゐる。R. Ling, *Development of Pompeii's Public Landscape in the Roman Period*, in: *World of Pompeii*, 119-128, esp. 120.
- (4) *City in the Roman West*, 206.
- (5) ポンペイの公共浴場の概要については、リング前掲訳書「一八三―一九〇頁参照」。
- (6) たとえば、Laurence, *op. cit.*, 26.
- (7) Zevi (1996), 129-130. ちなみにこの点に関して、ツァンカーの見解はゼーヴィほど徹底してはいない。
- (8) リング前掲訳書「七八頁」。
- (8) Zevi (1996), 130. ツァンカーは当初、この第二の浴場を利用することは、市街地の東部地区や南部の傾斜地に新たに居を構えた住民にとって時間的節約になると考えていたが (Zanker (1988), 22)、「一九九八年の研究書ではゼーヴィの説を受け入れている。Zanker (1998), 68.
- (9) たとえば、小劇場に関してはゼーヴィ説を受け入れたリングも、フォルム浴場に関してはそれを受け入れていない。Ling, *op. cit.*, 121.
- (9) ちなみに、フォルム浴場建設に関するものとされている碑文上に現れる公職者の氏族名は、カエシウス、オッキウス、ニラエミウスである (CIL X, 819)。このうち、ニラエミウスなどもローマ人植民者かどうか名前のみからでは判断できない氏族名とされる。Castrén, *op. cit.*, 195.

ヌトラの退役兵植民とポンペイ

- (92) この点をリングは「古都市」の境界線上にあったので建物が少なかったのではないかと解する。Ling, *op. cit.*, 121-122.
- (93) Castran, *op. cit.*, 360.
- (94) *City in the Roman West*, 259-262.
- (95) K. Welch, *The Roman Arena in Late-Republican Italy: A New Interpretation*, *JRA* 7, 1994, 59-80.
- (96) 本村凌二『帝国を魅せる剣闘士——血と汗のローマ社会史——』山川出版社、二〇一一年、七一—七四頁。
- (97) Zevi (1996), 131-132.
- (98) たとえば、リント前掲訳書、七四頁。
- (99) Zanker (1988), 22-23; Zanker (1998), 68-72. ただしツァンカーは、円形闘技場が当初は退役兵のための設備であったが、次第に土着ポンペイ人も参加していったかのような像を描いている。
- (100) Santangelo, *op. cit.*, 162.
- (101) 砂田徹「古代ローマのイタリア支配と戸口調査（ケンクス）——「ヘラクレアの青銅板」の検討を中心に——」『西洋史研究』新輯三七号、二〇〇八年、一五—一六頁。
- (102) パースロウも公共建築物のうちに共存へ向けての「相互寛容の雰囲気」を読み取ろうとしている。ただしその際、彼が注目するのは円形闘技場ではなく小劇場であり、これこそが土着ポンペイ人の文化的趣味に応えるものだったという。C. Parslow, *Entertainment at Pompeii*, in: *World of Pompeii*, 212-223, esp. 213.
- (103) Laurence, *op. cit.*, 26-27.
- (104) Lomas, *op. cit.*, 41-42.

追記

オデイオンについては、西洋文学講座安西眞氏のご教示を得た。記して感謝したい。